

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会

電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会(第30回)議事要旨

日時:平成31年3月19日(木)10時00分～12時00分

場所:経済産業省本館17階 国際会議室

出席者

<委員>

横山座長、大橋委員、安藤委員、大山委員、小宮山委員、曾我委員、武田委員、
廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー>

菅野 等	電源開発株式会社 常務執行役員
國松 亮一	一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長
竹股 邦治	イーレックス株式会社 常務取締役
佐藤 悦緒	電力広域的運営推進機関 理事
都築 直史	電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長
竹廣 尚之	株式会社エネット 経営企画部長
中村 肇	東京ガス株式会社 電力トレーディング部長
内藤 直樹	関西電力株式会社 執行役員・総合エネルギー企画室長
鍋田 和宏	中部電力株式会社 執行役員 コーポレート本部 部長
柳生田 稔	昭和シェル石油株式会社 電力事業部門担当執行役員
山田 利之	東北電力株式会社 送配電カンパニー 電力システム部 技術担当部長

議題:

- (1) 非化石価値取引市場について
- (2) 容量市場について
- (3) ベースロード市場について

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
TEL : 03-3501-1511 (内線4761) FAX : 03-3501-3675
〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

■非化石価値取引市場について（資料：非FIT 非化石証書の取引に係る制度設計、トラッキング付非化石証書の販売に係る実証実験を踏まえた今後の対応）

- 基準年度を2017年か2018年のどちらにするか。より実態に近いという点から、2018年にした方が良いのではないかと思う一方で、5月のオークションに恣意性が出てくる可能性があるという懸念がある。本来であれば、1年間を基準とすることが正しいということは理解するが、例えば、2018年4-9月までの半年間を基準にしてはどうかとも思った。事業者さんの意見をよく聞いて頂きたい。
- 収入の扱いについては、事務局案に賛成します。資料に記載の通り、非化石証書の収入を定期的に確認することで結構だと思う。確認の際にはあ、ある一年度の実績だけで判断するのではなく、前後数年間の実績を見て判断するのが良いのではないか。
- 沖縄・離島については、現時点中間評価の基準を設定しないという事務局案に賛成する。
- GFの基準設定において、事務局が示している理由で2018年を基準にしないというのは納得がいかない。
- 2017年度を基準とする場合でも同様で、2017年度に非化石証書を買っているような先駆的な取り組みをしている事業者に対して、その分だけ目標を高めるといえるのはいかがなものか。そもそも、GFの基準において、FIT非化石証書の購入分を入れること自体がおかしいのではないか。
- 現状、非化石証書は供出量に対して0.01%程度しか約定されていない。これは、最低価格が高く、売れ残った証書は分配する、買わなかった方が得をするというメカニズムによるためと考える。
- このメカニズムが変わらない限り、2019年度分はほぼ約定は見込めない、と考えている。このため、2019年度については最低価格を大きく下げようといった措置もあるのではと思う。2018年度の非化石証書の取引が終わった後に、18年度の実況を踏まえて、来年度をどうするのかという議論を行って頂きたい。
- 前回の議論を踏まえ、シミュレーションを行って頂き感謝。シミュレーションのおかげで各事業者が購入する量がわかったので、どれくらいの金額的な負担があるのか、という点を確認したい。
- 2018年度の方が時間的に近いからという理由で本当に18年度をGF設定の基準にしてよいのか疑問。事務局資料に記載ある通り、豊水の影響によって非化石電源比率が高くなったとあるが、降水量の多い少ないによって非化石が変わるのは努力ではなく運。それをどう扱うべきか考える余地があるのでは。
- 自主的な取り組みのコミットメントを求める、という点がよくわからない。コミットメントを求めるということは、自主的ではないということになる。この点については、何かしらルール化が必要ではないかと思う。
- 今回シミュレーションのおかげで、今回シミュレーションを通じて、証書の購入の公平感は数字上よく分かるようになった。

- 証書収入については、非化石電源の利用促進に対するコミットメントを求めるのは、ルール化した方が良いのかもしれないが、全体として確認できれば市場として公平感があるものではないかと思う。
- 第1フェーズの終了期間の2022年については、基本的には反対しない。取水率や原子力の再稼働は不確実性が高いので、予期せぬ大きな変化があった場合は、終了時期は柔軟な対応を取っても良いのでは。
- シミュレーションを出してくれたが、量も勿論だが、経営にどれくらいのインパクトがあるのか、ということを知りたい。想定される価格とセットでないとわからないが、事務局はその点については、先ほど明確に回答していたと理解。
- 非化石証書の導入によって普通に考えれば限界費用が上がる、売り手に回るのもあるかもしれないが、そちらの事業者も一緒に、自然な競争が起こるのであれば、価格は上がるはず。ただし非化石証書の収入によって賦課金は下がったりするが、非化石電源を進める圧がある場合に価格は高くなる。こういう絵が本当に正しいのか、新電力にとって気になるところ。
- また、一番収入が増える事業者がまともかを考えていただきたい。証書の収入によって新電力を潰す原資が手に入り、それをういて集中的に安くして需要を取りに行き、独占が進んだ後にじっくり価格を上げていくみたいなことがあつたりすると、消費者にとっても短期的には安くなるが結局高くなってしまいう構造になる。不当な価格差別を監視というのは今まで以上に重要になる、という点をご理解頂きたい。
- これまで、広域などで技術的な検討を進めており、総括原価と地域独占によって守られてきた電源を切出して欲しいと言っているがなかなか進んでこなかった。
- 総括原価の時代に、必然的にそこと結んだ基本契約をたてに、大量に電源を抱え込んでいる現状がある。非化石、容量は大きな変化なので、そっちの契約は変わりつつ、基本契約を変えないといったことがないようによく考えて頂きたいし、しっかりと監視いただきたい。
- 政策目的とコストの関係があつたが、完全な競争環境ができていけば国民負担となるかもしれないが、小売負担になると甚大だと思っている。単価に割り戻した場合の負担感があつたが、持ち出しの負担感数十億円になるので、利益が吹き飛ぶ水準になると思うので、抜本的な見直しをお願いしたい。
- 非FIT電源の特殊性だと思っている。再エネは新規参入者にも調達・構築のチャンスがあるが、水力・原子力は新電力が関与するのは実態上難しい。性格の違うものを同じように扱うのが難しいのではないかと。再エネは等しく割り当てて、原子力・大型水力は電源構成に合わせて配分するというのもあるのでは。
- 非化石電源の設備投資は証書収入がなくてもやっていくこと。新電力は非化石証書収入なしでやっていく。また、玉突きで非化石証書の収入の原資をグループ内会社に回せるので、小売事業者間の競争環境が歪むのでは。
- GFの設定によって、ある程度証書購入量が緩和されるということはわかった。
- 小売価格に証書購入費用を消費者に付加できるのかという課題がある。付加していいというルールがない限り、体力勝負になってくると理解している。ある程度小売で飲み込める事業者とそうでない事業者に分かれる。小売りで負担することをやむを得ないとすると、1.3円だと小売りへの影響甚大だと感じている。
- 入札の上下限の価格設定、及び負担額の根本的な部分が解決されない限り、よし悪しの判断が難しい。

- 目標値以上の非化石電源を持っている人に対してはインセンティブが働かない仕組みとなっているのではないか。
- 非FIT 電源と FIT 電源を混在させる市場にするのに無理があるのではないか。後から顕在化した価値が移転することで発電環境が歪むという点についても、内部補助以前に問題があるのではないか。非FIT 電源を持っている事業者とそうでない事業者について、FIT 電源を等しく買いに行くということにするのが1つのやり取りではないか。
- 5 億 kWh の基準について、5 億 kWh 以下にすることで抜け道になってしまうので、制度の建て付けをもう一度考えて頂きたい。
- まだまだ事業者間の競争に影響がないとは言えず、事務局案には賛同できない。
- 発電事業者に対して義務を課すことができないのであれば、小売に義務を課すのは何のためにやるのか。発電事業者の自主性に委ねるのであれば、制度設計を根本的に見直すべき。
- 証書価格を 1.3 円として試算したところ、小売事業者の利益と同じオーダー感で証書購入に係る負担が生じることになる。自社の経営レベルで飲み込める範囲ではない。新電力が対応可能なレベルを再度考えていただきたい。GF で吸収できないということであれば、再エネだけを切出して、目標設定をするといったやり方があるのではないか。
- GF の基準年度について、試算値見れば、小売事業者にとっては 2018 年度基準にした方が良いのではないかと。他方で、18 年度基準と 17 年度基準でこれほどギャップが開くのかという点については留意が必要。第 4 回オークションが機能しないことも懸念。
- 野心的な目標設定は重要だが、非FIT の売り札がほとんど出てこないのではないかと。FIT 証書しか売れないということになり、証書収入が非化石電源の維持・インセンティブに資するのか、という点が懸念。
- そもそも一律でやろうと言っていたものを、GF を設定した。
- 現在の基準に合わせて GF の基準を合わせるということで理解しているが、どういう理由で差が生じているかも重要。これまでの取り組みを行ってきたのかどうかなど。切り分けをしないと議論がかみ合わなくなってしまうのではないかと。
- 非化石証書の収入のお金の使い方について、これは非化石電源部門にきちんと収入が入って投資に使われていくことが重要。他方で、小売事業の競争環境を歪めるような制度設計ではあってならないのだろうなと思っています。
- 2030 年に向けて 44%をつくっていくというのが大事。
- 非化石市場は電源を投資維持するインセンティブと、小売負担のバランスが大事かと思っている。激変緩和の数字を 2017 ではなく 2018 を使うことも考えられる。小売り負担軽減策を考えていただきたい。
- 第 1 フェーズの終了期間を 2022 年で提案されているが、これから非化石比率がどうなるか、小売事業環境がどうなっているかを分析した上で、その年度にするのかを決めるべき。
- 激変緩和策と維持投資インセンティブがバランスするように検討をお願いしたい。

- 公平性の観点から努力いただいていることは評価。他方、まだ十分とは言えない。発電→小売りの利益移転の監視の仕方についてはよく考えていただきたい。
- 今の1.3円/kWhで計算すると、小売は利益が相当下がって厳しい。事業の継続に大きな影響を与える水準。
- 第2フェーズについては、慎重にご検討頂きたい。フェーズ移行のタイミングを早めるというのは、少し早いのではないか。
- 野心的と言いつつも、非FITについては原子力の再稼働の影響が大きい。供給量が十分にあるのか、という点を踏まえて、慎重にご議論頂きたい。

○トラッキング

- 有用であることが確認できました。実証実験継続お願いしたい。また、本格運用の早期開始もお願いしたい。
- 顧客オフセットニーズは年度を通じたものになるので、年度の途中でトラッキングできないとなると、非化石証書の商品としての信用性が下がるので、トラッキングできない空白の期間が生じないような対応をお願いしたい。
- 下限価格を引き下げることで、需要家による調達をやすくし、日本の国際競争力を高めるべきでは
- 非化石証書のトラッキングについて、電源のトラッキングもできるとなると、非化石証書の産地・電源種と電源の産地・電源種が混在するとかなり消費者は混乱するだろうと思う。
- どういう風に消費者に訴求するかはよくよく検討しないとイケない。混同を招くような方式は避けるべき。
- 非化石証書を利用した電力メニューは我々もマーケティングを初めている、少しずつ手ごたえを感じている。
- いろいろな、電気と環境価値を分けて取引することになっている。それを組み合わせた時にこれが一体なんなのか、需要家に誤認が生じないように慎重に検討して欲しい。

■容量市場について（資料：容量市場に関する既存契約見直し指針、容量市場におけるバイオマス混焼設備の扱いについて）

○既存契約見直し指針

- 実務的観点からの議論を加えていただいている。概ね異論はない。
- リクアセペナが課されるが、既存契約の売電契約との達付けとは一致しないので、ペナルティのリスクをどう分担するかが論点になると思っている。PFで資金調達しているものに関しては、発電事業者だけでは負担しきれない事項もあると理解している。その場合にはOM会社や燃料調達会社その他諸々の関係者との調整が必要。かなり難しい議論となると思っている。もともとの契約で容量市場を想定していないなかそれをどう整理するか難しい。議論がなかなか収束しないことで容量市場に参加しないという結論になってしまわないように、柔軟な工夫の余地はあると思っている。関係者の根気強い努力が必要だと思っている。

- ペナルティが過度に重くなり過ぎないようにするという観点は引き続き重要。予見可能性を高めるために、運用方法も随時見直していく必要がある。
- 落札されないと困ることがいろいろ書かれているが、非常に安い価格で入れる可能性が高いと思っている。開設後の問題をチェックして市場の見直しをしていかないといけないということを再度認識した。
- 発電事業者側では、容量市場での収入を必ず得ないといけないと言うインセンティブが働くので、0円入札の可能性が高まる。PJMでもプロファイの関係から0円で入れている。
- こんなに軽いペナルティで大丈夫かというくらいに抑制した議論をしてきたはず。
- これで、ペナルティが恐ろしいから容量市場に参加しないようにしようという議論がありうるのは分かるが違和感を感じる。
- 0円入札はそもそも想定されていることで、別に問題とは思わない。もともとの想定だし非常に自然な姿。容量市場からの収入が足りない電源はこうするのが普通。限界電源でなければ価格はつく。
- もともとkW価値を織り込んでいた契約は二重負担になるので、小売価格改定すべきという発想は、そもそも市場メカニズムがあつたらそうするだろうという自然体との比較で決まる。
- 容量市場導入による見直しは事実上の契約の変更と言えるのではないか。総括原価と地域独占で守られていた時代に契約を結んで、運開してかなり長い時間が経っている電源も長期契約で囲い込まれている。それを民衆の契約だから手が出せないと言っているが、減額するのは事実上の契約改訂ではないか。容量市場の導入は自由化よりも大きな環境変化。容量市場の導入を受けて契約上kW価値分を減額することで小売電気事業者の利益を守っておきながら、長期契約の切り出しをしない事業者については、事実上基本契約を改訂したとみなすという政策的な判断ができるのではないか。
- 容量市場が入ることを機会にそちらの改革も進めるべきではないか。
- 容量市場の不参加については、市場支配力の行使が問題となる可能性があるとして重要な論点となっている。
- ガイドライン上、不参加についての記載があるが、正当な理由なく容量市場価格への影響があるにも関わらず、不参加というのは当たり前許されるわけではないということを確認させていただきたい。
- 小売電気事業者の過度な負担とならないようにというのは我々も賛同。
- 小売電気事業者の懸念がどれくらいなのかというのは我々としても見ていきたい。
- ガイドラインでやるからには実行担保も確保しないといけない。見直しの状況もフォローアップしていくことが期待されていく。
- 電源の囲い込みは小売の得か発電の得になるか。

○バイオマス混焼

- 容量市場の価格をどう想定するかによるが、石炭混焼は場合によってはFIT を選択することになる。
- 日本全体では1,000 万 kW を超える量があるので、それが初期には容量市場に入っていない可能性があることはご留意いただきたい。
- バイオマス混焼が入らない場合、出てこないけど供給力として期待できるものは目標調達量から差し引くことになっている。これによって容量が足りないとかが価格が上がることは原理的にない。

以上